

地球温暖化対策実行計画  
2015年度～2020年度（第4次）  
（2017年7月修正）

2015年4月  
蓮田白岡衛生組合

# 1 基本事項

## (1) 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。本組合が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減目標の実現に向けて取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## (2) 基準年度及び計画の期間

本計画は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量については、基準年度を2003年度（平成15年度）から2005年度（平成17年度）までの平均排出量とし、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量については、基準年度を2010年度（平成22年度）とし、それぞれ2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6年間の計画とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための設定年度です。

## (3) 計画の範囲

本計画は、蓮田白岡衛生組合が行う事務及び事業とします。

なお、他者に委託して行う事業については、対象外とします。

## (4) 地球温暖化対策計画との整合について

本計画は、埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条第1項に基づき、作成した地球温暖化対策計画と整合を図るものとします。

# 2 計画の目標

## (1) 対象となる温室効果ガス及び削減目標

### ア 対象温室効果ガス

6種類の温室効果ガスのうち二酸化炭素を対象とします。

### イ 削減目標

本組合は、埼玉県の地球温暖化対策推進条例に基づく特定事業者の位置づけがされ、地球温暖化対策計画の作成の義務付けがされており、事業活動対策指針により温室効果ガス排出量の削減目標が設定されています。

これを踏まえ、本計画では温室効果ガスの種類のうちからエネルギー利用やライフスタイルに由来するエネルギー起源CO<sub>2</sub>及び廃棄物の焼却に由来する

非エネルギー起源CO<sub>2</sub>についてそれぞれの二酸化炭素排出量の削減目標を設定します。

エネルギー起源CO<sub>2</sub>（重油、灯油、軽油、液化石油ガスLPG、電気）については、2003年度から2005年度までの平均排出量を基準排出量とし、2020年度までの削減目標を13%とします。

また、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>（一般廃棄物焼却量、可燃ごみ中に含まれる合成繊維及び廃プラスチック類焼却量）については、2010年度の排出量を基準排出量とし、2015年度から2020年度までの削減目標を1%とします。

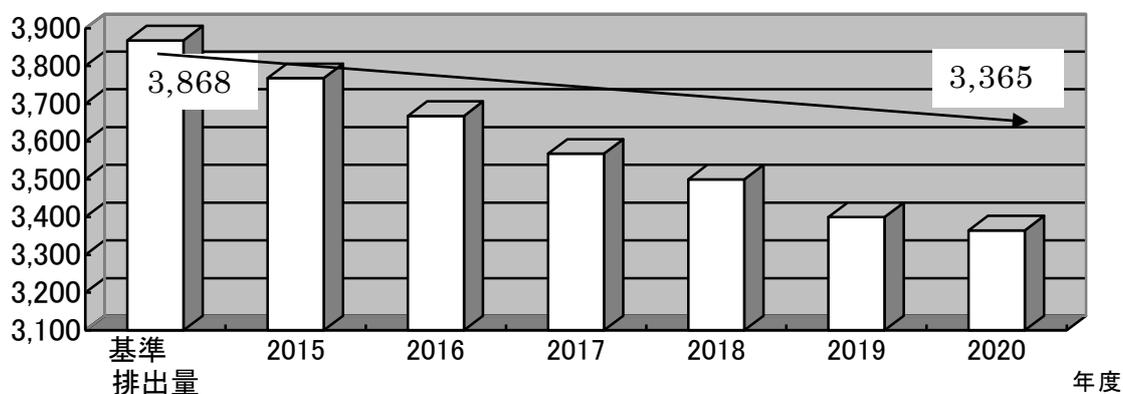
## （２）エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量削減目標

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

項目	基準排出量	目標排出量	削減目標
	2003年度から2005年度の平均	2020年度	
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	3,868	3,365	13%

### エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>



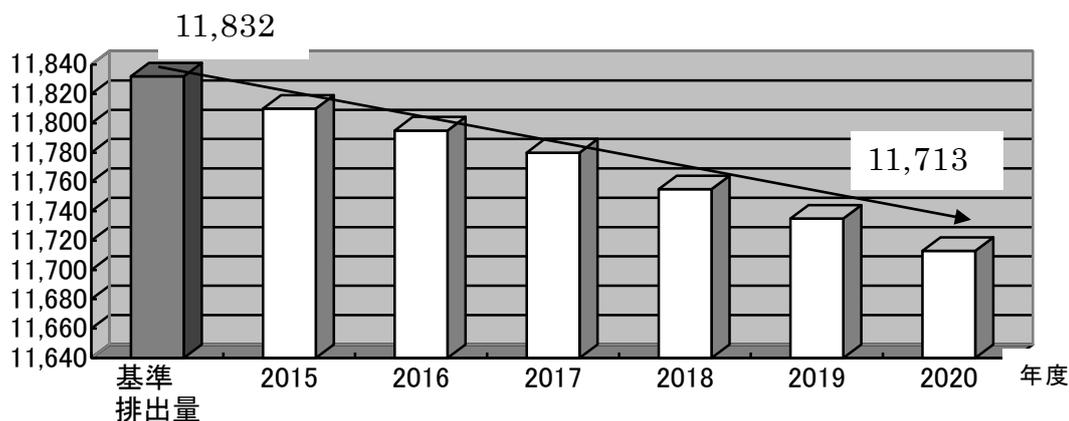
## （３）非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量削減目標

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

項目	基準排出量	目標排出量	削減目標
	2010年度	2020年度	
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	11,832	11,713	1%

非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>



### 3 実行計画の取組

#### (1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を直接的に削減する取組

エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を直接的に削減する取組みとして、燃料使用量、電気使用量を中心に具体的な行動に取り組んでいきます。

#### ア 燃料使用量 13%の削減（重油、灯油、軽油、液化石油ガスLPG）

- (ア) 暖房器具の使用を控え、灯油使用量の削減に努めます。
- (イ) 場内で使用している運搬車両等の使用の効率化を図り、軽油使用量の削減に努めます。
- (ウ) 焼却炉を連続運転することで立上げ立下げの運転回数を減らし、助燃剤としての重油使用量の削減に努めます。
- (エ) 給湯器及びガスコンロの使用を控え、液化石油ガスLPG使用量の削減に努めます。

#### イ 電気使用量 13%の削減

- (ア) 焼却炉を連続運転することで立上げ立下げの運転回数を減らし、電気使用量の削減に努めます。
- (イ) 空調機の適正温度を厳守します。  
夏季及び冬季における空調機を適正な設定温度で使用します。  
(室内温度：夏28℃、冬20℃)
- (ウ) 照明の消灯
  - a 不要な場所は消灯します。

- b 使用時以外または、退庁時の消灯を徹底します。
- c 昼休みの消灯を励行します。(業務に支障を来たす場合を除く)
- d 照明器具の定期清掃を実施し、エネルギーの効率化を図ります。

(エ) ノー残業デーの実施

午後5時15分以降の勤務はなるべく避けるとともに、毎週金曜日は「ノー残業デー」とします。

- (オ) パソコン、プリンターは、こまめに電源を切ります。
- (カ) エレベーターの使用を控え階段利用を促進します。
- (キ) シュレッダーの使用は、個人情報などの機密文書に限り使用します。
- (ク) 省エネルギーを考慮したプラント運転の効率化を図ります。
- (ケ) 各種機器等の設置及び入替えの際には、省エネルギーに対応した機器を採用します。

(2) 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を直接的に削減する取組

非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を直接的に削減する取組みとして、一般廃棄物焼却量及び可燃ごみに含まれる合成繊維や廃プラスチック量の削減を中心に具体的な行動を取組んでいきます。

ア 一般廃棄物焼却量、可燃ごみ中に含まれる合成繊維及び廃プラスチック類焼却量1%の削減

- (ア) 一般廃棄物処理基本計画による減量化目標達成に向け、啓発を行います。
- (イ) 事業者に対し分別の徹底を働きかけ、分別に取組むメリット等を提示し減量化、資源化に努めるよう指導します。

(3) 排出量を間接的に削減する取組

排出量を間接的に削減する取組みとして、社会全体で見て温室効果ガス排出量を削減する具体的な行動を取組んでいきます。

ア 紙使用量13%の削減

- (ア) コピー枚数の抑制  
コピーするものは必要最小限とし、重複資料の作成を抑制します。
- (イ) 両面コピーの徹底  
国、県への調査物等で片面の提出依頼を受けているものは除き、両面コピーを徹底します。
- (ウ) ミスコピー紙の再利用  
各所にリユースボックスを設置し、ミスコピー紙等を再利用します。ただし再利用するものは、機密文書及び個人情報等に十分留意します。

(エ) 印刷物の適正部数作成

印刷物を作成する時は必要部数を十分に把握し、適正な部数を作成します。

(オ) 庁内メールを有効に利用し、印刷物を削減します。

(カ) 電子媒体のファイリングにより印刷物を削減します。

## イ 総合活動によるごみ排出量等 1%の削減

(ア) ごみ分別の徹底

a 廃棄書類の資源化を心掛けます。

b 空きカン、ビン、ペットボトル、プラスチック容器等は、所定の場所に分別して回収します。

c マイ箸を利用し、極力割り箸を使用しません。

(イ) 水道使用量の節減

a 常に節水を心掛けます。

b 雨水利用及びプラント水の再利用を優先し、水道水の節水に心掛けます。

## ウ グリーン購入の推進

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の主旨に基づき、消費する物品等については、エコマーク製品などの環境負荷の少ない製品の購入を推進します。

## エ 緑化等の推進

(ア) 敷地内の緑化を積極的に推進します。

(イ) 夏季において「緑のカーテン」や屋根散水システムを利用し、室内温度の上昇抑制を図ります。

(ウ) 廃食用油を用いてバイオディーゼル燃料に再生する仕組みづくりを支援します。

(エ) 薪や廃油を再生燃料としたストーブの利用を促進し、温室効果ガスの抑制を図ります。

## オ 自動車燃料使用量の 1.3%削減

(ア) 公用車利用の削減

公共交通機関が利用可能な距離、時間帯の場合は、これらの手段を用いません。

(イ) エコドライブの実施

急発進、急加速、空ぶかしを回避し、安全且つ経済的な運転を心掛けるとともに、アイドリングストップを励行します。

(ウ) 低公害車の導入

公用車及び重機等の新規購入並びに入替えの際には、低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。

(エ) ノーカーデーの実施

公用車の運行を抑制し、燃料の使用を控えます。

(オ) 自転車通勤

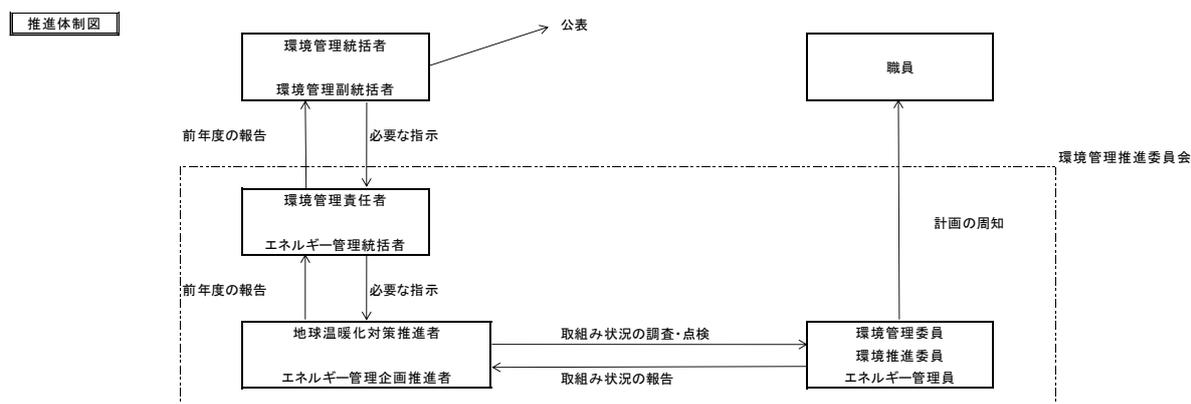
通勤の際はマイカー利用を自粛し、自転車の利用を推進します。

## 4 実行計画の推進と点検及び評価

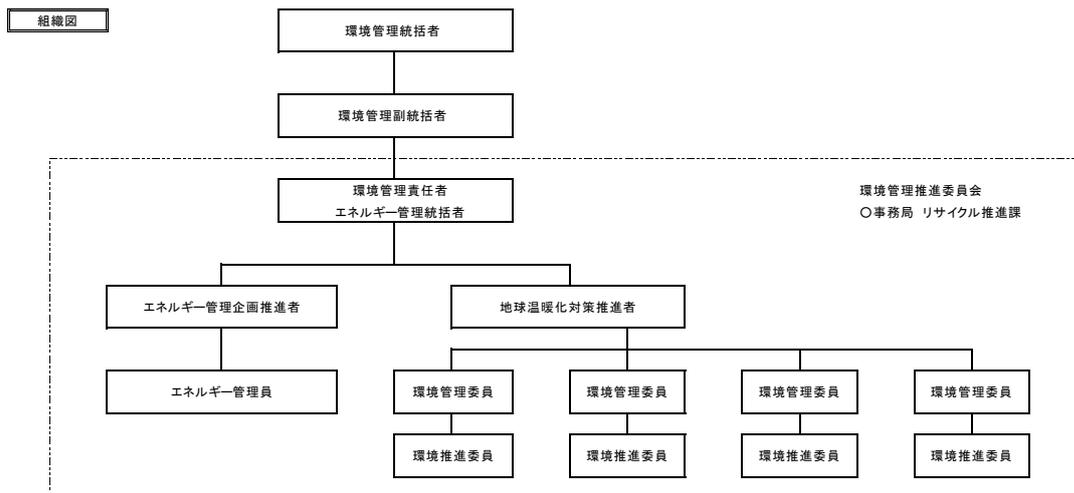
### (1) 推進・点検体制

本実行計画の推進を図るため、蓮田白岡衛生組合環境管理推進委員会は、各課に環境推進委員を置き、その取組み状況を把握するとともに点検を行い、環境管理推進委員会会議において必要な調整や計画の見直しを行います。

地球温暖化対策実行計画 推進体制図



## 環境管理推進委員会 組織図



### (2) 職員に対する周知等

本実行計画を着実に推進していくためには、職員一人ひとりが環境の現状や実行計画の内容に関し、必要な情報や知識を有していることが不可欠となります。そこで職員に対し、環境管理推進委員会において地球温暖化対策に関する情報や取組み項目について周知をしていきます。

### (3) 実行計画の公表

本計画の実施状況は、定期的に蓮田白岡衛生組合のホームページで公表します。

HP アドレス <http://www.hs-eiseikumiai.org>